

札幌市子ども・子育て会議
児童福祉部会

会 議 録

日 時：2023年7月28日（木）午後2時開会
場 所：オンライン（Zoom利用）

1. 開 会

○事務局（引地子どものくらし・若者支援担当課長） これより、札幌市子ども・子育て会議児童福祉部会を開催いたします。

皆様、本日はお忙しい中ご出席いただきまして、ありがとうございます。

会議の冒頭の進行を務めます、子ども未来局子どものくらし・若者支援担当課の引地と申します。本日は、どうぞよろしくお願ひいたします。

会議に先立ちまして、会議の進行、運営につきまして確認いたします。

まず、会議の公開についてでございます。

この児童福祉部会は、議題1から議題3までについては公開で開催することとしており、ユーチューブでライブ配信しておりますので、その旨をご承知おきいただきたいと思ひます。

それから、本日、議題4については、その内容から非公開とさせていただきたく、後ほど、その取扱いについてお諮りをさせていただきたく予定です。

続きまして、会議参加時の注意事項についてでございます。

会議中、ご自身が発言をされる場面以外ではミュートにしてください。ご発言の際に、Zoomのリアクションボタンから手を挙げるを選択していただきたいと思ひます。部会長から指名がありましたら、ミュートを解除してご発言をお願いいたします。説明の最中に事務局へ連絡などがございましたら、チャットからメッセージを送信していただきたいと思ひます。

続きまして、本日の出欠状況についてご報告いたします。

加藤委員と遠山委員から欠席のご連絡をいただいておりますが、委員9名のうち7名の委員にご出席をいただいておりますことをご報告いたします。

なお、北川委員におかれましては、16時前に所用により退席されるご連絡を頂戴しております。

続きまして、本日の議題について確認いたします。

皆様には、事前に次第と資料をお送りしておりますが、本日の議題は四つございます。一つ目は、「札幌市子どもの貧困対策計画」の令和4年度実施状況及び「第2次札幌市子どもの貧困対策計画」素案について、二つ目は、母子生活支援施設の在り方検討「母子生活支援施設の目指すべき方向性（素案）」について、三つ目は、社会的養護経験者へのヒアリング結果について、四つ目は、里親の認定について、以上になります。

議事進行に入る前に、本日は今年度最初の部会の開催になりますが、委員に交代がありましたので、ご報告いたします。

北海道警察生活安全部少年サポートセンターの人事異動に伴い、新たに高橋所長に委員にご就任いただいております。

恐れ入りますが、高橋委員、一言、頂戴できますでしょうか。

○高橋委員 今年3月に新たに着任いたしました少年サポートセンター所長の高橋と申し

ます。どうぞよろしく願いいたします。

○事務局（引地子どものくらし・若者支援担当課長） ありがとうございます。

続きまして、事務局にも人事異動がございましたので、紹介させていただきます。

子育て支援部長の伊藤でございます。

○事務局（伊藤子育て支援部長） 皆様、お疲れさまでございます。

今年4月に着任しております子育て支援部長の伊藤と申します。

本日は、議題の一つ、母子生活支援施設の関係をご審議いただくことになっておりますけれども、子育てに関する様々なことについて、これからどうぞよろしく願いいたします。

○事務局（引地子どものくらし・若者支援担当課長） それでは、皆様、これからどうぞよろしく願いいたします。

ここからは、藤原部会長に進行をお願いしたいと思います。

2. 議 事

○藤原部会長 皆様、改めまして、こんにちは。

今日は、本当に外が暑い中をお集まりいただき、あるいは、ご在宅の中でご参加いただき、どうもありがとうございます。

議題も結構ありますので、速やかに進行してまいりたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

では、まず、議事の1点目になります。

「札幌市子どもの貧困対策計画」の令和4年度実施状況及び「第2次札幌市子どもの貧困対策計画」素案についてについて、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（引地子どものくらし・若者支援担当課長） それでは、議題1についてご説明をいたします。

議題1は、大きく2点ございまして、まず、1点目、令和4年度の札幌市子どもの貧困対策計画の実施状況報告でございます。

資料は、資料1-1と資料1-2になります。

資料1-1が総括的にまとめた資料、資料1-2が子どもの貧困対策計画の全127事業について、令和4年度の実施状況をまとめたものになります。

本日は、資料1-1を使ってご説明させていただきます。

それでは、資料2ページ目をお開きください。

札幌市子どもの貧困対策計画は、ご覧の五つの基本施策に沿って展開しております。

この後、基本施策ごとに、令和4年度、それから、令和4年度は計画の最終年度でしたので、この5年間の評価も併せてご説明をしてみたいです。

5ページをお開きください。

基本施策1、困難を抱える子ども・世帯を早期に把握し、必要な支援につなげる取組の

推進です。

主な取組ですが、まず、子どもコーディネーターが地域の子どもの居場所を巡回し、支援や見守りにつなげるコーディネート事業は、平成30年にスタートし、対象地域を段階的に拡大してきました。

令和3年度に市内全域まで拡大しましたが、令和4年度は新規相談の掘り起こしが落ち着き、支援の質の向上に取り組んだところです。

一つ下のヤングケアラー支援推進事業では、令和4年度にヤングケアラー支援ガイドラインを策定するとともに、当事者同士の交流、情報交換の場としてヤングケアラー交流サロンを開設いたしました。

6ページに進みます。

スクールカウンセラーの活用では、コロナ禍の影響もあって、特に令和2年度はご覧のとおり、相談対応件数が減少しましたが、令和4年度は4万7,549件まで戻ってきております。

一つ飛んで、必要な支援策を届ける広報の充実です。

ポツの二つ目になりますが、令和4年10月から、札幌市のホームページ、子育て情報サイト上でAIを使った対話形式の情報検索システム、チャットボットを導入いたしました。ひとり親向けにスタートし、今月から対象を全ての子育て世帯に拡大しております。

7ページ目、これらの取組を踏まえた指標の達成状況と評価、今後の方向性です。

基本施策1では、二つ、区役所の相談窓口で子育てや生活について相談する方法を知らなかった世帯の割合と、妊娠・出産や子育てについて相談相手や情報収集手段があり、相談等により不安や負担が軽減されている人の割合を指標としておりますが、ともに当初値よりも直近の数値が改善しており、各種の相談支援の充実や情報提供強化の取組に一定の効果があつたと考えられます。

ただし、困難を抱える子どもや世帯は、周囲から見えにくい、困難を抱えている自覚がない、相談することに抵抗を感じているといった場合もあり、支援が長期化することもあります。

このため、今後も、見えにくい困難の発見や、複雑・長期化する困難への支援の充実を図るとともに、受け手の目線に立った広報啓発にも継続的に取り組んでいく必要があると考えております。

続いて、8ページ目、基本施策2、子どもの育ちと学びを支える取組の推進です。

まず、子ども医療費助成では、通院に係る助成の対象年齢を、計画期間中に小学6年生まで拡大しました。

一つ飛んで、第2子以降の保育料無料化事業です。

無償化の対象外になっている3歳未満の児童について、下の表のグレー色の部分になりますけれども、平成29年度から、世帯の中で、就学前でかつ認可施設等を利用している児童のうち、上から数えて2人目の児童の場合、札幌市では3歳未満の児童の保育料を無

償としておりました。これを、さらに令和2年度から、年収約640万円未満の世帯については、上の子の年齢や施設の利用有無にかかわらず、世帯の2人目以降の児童の保育料を無償としたところでございます。

9ページ、若者の社会的自立促進事業です。

高校を中退するなどした若者に対し、いわゆる高卒認定試験の合格を目指した学習支援を行う事業ですが、令和4年度は50人が参加しました。このうち27人が科目別試験に1科目以上合格し、うち9人が最終的に高卒資格を取得しています。

続いて、相談支援パートナー事業です。

いわゆる別室登校をしている児童生徒に対して学習や相談などのサポートを行うボランティア事業ですが、中学校は全校配置を完了しておりますけれども、小学校はモデル的に実施しており、段階を踏んで拡大しています。

令和4年度は、モデル校を100校まで拡大して実施をいたしました。

それでは、10ページに進みます。

中段、地域における子どもの居場所づくりの推進に向けた取り組みをご覧ください。

下段の表の左側、居場所づくり活動への補助団体数、具体的には子ども食堂に対する補助事業ですが、令和4年度は16団体に対して補助を行いました。

右側、居場所などで養育環境に心配のある子どもの見守りを行う活動に対する補助事業は、8団体に対して補助を行っています。

11ページ、プレーパーク推進事業です。

子どもが公園などで自由な発想で遊び活動するプレーパークは、コロナ禍の影響を受け、令和2年度は2,000人台まで参加人数が落ち込みましたが、令和4年度は、外出先が少ない子どものために運営団体が回数を増やし、年間を通した参加人数が計画期間中最多の7,104人となりました。

12ページ目、これらの取組を踏まえた指標の達成状況と評価、今後の方向性です。

基本施策2では、子どもを生み育てやすい環境だと思ふ人の割合と、子どもが自然、社会、文化などの体験をしやすい環境であると思ふ人の割合を指標としておりますが、ともに当初値よりも低下し、目標値を達成できませんでした。

新型コロナウイルス感染症による行動制限、負担の増、自然や文化などと触れ合う体験の機会が大きく減少したことなどが要因と受け止めています。計画期間を通じて、子どもの医療費助成や保育料の無償化など、経済面からの支援や、子どもの学びや体験活動の推進に取り組んできたものの、外的要因に影響された側面も大きく、なお一層の取組が必要と考えています。

続いて、13ページ目、基本施策3、困難を抱える若者を支える取組の推進です。

困難を有する若者への相談支援においては、自立支援新規相談登録者数が令和2年度に297人まで落ち込みましたが、令和4年度は392人まで回復しました。

困難を抱える若年女性支援事業では、令和3年8月から10代後半から20代の思春期・

若年期の女性を対象として、アウトリーチを含む相談・支援、居場所の確保、公的機関へのつなぎなどを行っておりますが、通年実施となった令和4年度の相談・面談者数は、151人まで伸びています。

一つ飛びまして、ひきこもり対策推進事業は、コロナ禍の期間中も毎年相談者数が伸び続け、令和4年度の相談実績は3,026件でした。

14ページ目、基本施策3の指標の達成状況と評価、今後の方向性です。

成果指標、困難を抱える若者が自立に向けて支援機関を利用し、職業訓練への参加や進路決定をした割合は、計画期間中に数値の把握方法を見直しており、一概に当初値との比較はできない部分もあるものの、若者支援施設を中心とした取組は堅調に実施できており、一定の成果を上げることができたと判断されます。

今後は、引き続き、若者支援総合センターを中心とした若者への支援、ひきこもり当事者とその家族に対する支援に取り組んでいくとともに、近年の新たな課題である困難を抱える若年女性やヤングケアラーへの支援にも集中的に取り組んでいく必要があると考えております。

15ページ目、基本施策4、保護者の就労や生活基盤の確保です。

女性の多様な働き方支援窓口運営事業は、子育てなどでキャリアを中断した女性の再就職を後押しする事業ですが、令和4年度は1,887件まで相談件数が伸びました。

ひとり親家庭の保護者の就労支援では、職業訓練期間中の生活費や、訓練の受講費用の一部の支給などを行っていますが、訓練期間中の生活費相当を支給する高等職業訓練促進給付金は、令和3年度以降対象を拡大したこともあり、令和4年度は計画期間中最多の234件の支給を行いました。

16ページに移りまして、生活困窮者自立支援事業の住居確保給付金は、令和2年度から新型コロナウイルス感染症による収入減に対応するため対象が拡大されましたが、令和4年度は759件まで落ち着いてきております。

17ページ目、基本施策4の指標の達成状況と評価、今後の方向性です。

成果指標、子どもがいる世帯のうち、家計の状況がぎりぎりまたは赤字である世帯の割合、ひとり親家庭の親（母子家庭）の就業者に占める正規の職員の割合は、ともに改善しています。

一方で、上記の調査を行った令和3年度以降、物価上昇等により社会経済情勢は厳しさを増しており、就労に困難を抱えている保護者や生活基盤が脆弱な家庭に対しては、暮らし向きの安定に向けて、個々の状況に応じた就労支援や、経済的な支援を継続して行っていく必要があると考えております。

18ページ目、基本施策5、特に配慮を要する子ども・世帯を支える取組の推進に移ります。

社会的養護を必要とする子どもへの支援の推進では、計画期間を通して、児童相談体制の強化に取り組み、児童福祉司等の配置を増やしたほか、人材育成の充実強化、第三者評

価なども実施をいたしました。

社会的養護自立支援事業では、社会的養護を離れた後も、個々の状況に応じて居住費支援、生活・就労相談支援などを行っていますが、令和4年度の自立支援計画の策定者数は、ご覧のとおりとなっています。

19ページ目、ひとり親家庭への支援ですが、先ほどの就労支援も含めて16の事業に取り組みました。

養育費確保の推進の取組では、令和3年度から開始した公正証書等の債務名義作成への補助や、養育費に係る保証契約の締結への補助が、それぞれ176件、7件となっており、利用が進んでいます。

20ページ目、生活保護世帯・生活困窮世帯への支援です。

生活保護の受給者数は、近年、僅かに増加傾向ですが、教育扶助、義務教育に係る保護費の受給者数は、少子化により減少が続いています。

保護に至る手前の生活にお困りの方に対する支援事業である生活困窮者自立支援事業では、コロナ禍の影響により令和2年度に相談件数が急増しましたが、令和4年度は1万1,000件台まで落ち着いてきました。

21ページ目、基本施策5の指標の達成状況と評価、今後の方向性です。

指標、市内社会的養護体制における「家庭的養育環境」の割合は、里親委託やファミリーホームなどの増により、目標値を達成することができました。

今後の生活に不安があるひとり親家庭（母子家庭）の割合は、職業訓練や養育費確保への支援など、ひとり親施策に取り組んできたものの、ほぼ横ばいの状況です。コロナ禍の影響の長期化や物価高騰などにより、生活の不安が改善しなかったものと受け止めております。

生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率ですが、ご覧の資料に誤りがありましたので、申し訳ございませんが、ここで訂正をお願いいたします。

令和4年度の進学率が94.8%となっておりますが、正しくは95.0%でございます。大変申し訳ございません。

この間、中学生に対する学習支援や、私立学校就学生徒に対する経済的支援も進みましたが、一般世帯の進学率には至りませんでした。

この基本施策で対象としている子ども・世帯は、より厳しい環境にある場合が多く、今後も、それぞれの状況に丁寧に寄り添いながら、生活面・経済面の支援、自立に向けた支援を、きめ細かく行っていく必要があると考えております。

令和4年度の実施状況報告については、以上となります。

それでは、引き続きまして、第2次子どもの貧困対策計画素案についてご説明させていただきます。

資料は、資料1-3から資料1-5の三つとなりますので、お手元にご準備をお願いいたします。

それでは、まず、資料1－3をご覧ください。

これまでの検討経過を簡単に振り返っておきたいと思います。

令和3年度に計画の基礎資料となる子どもの生活実態調査を行い、昨年度、今年2月から3月にかけて、この児童福祉部会と子ども・子育て会議に骨子案をお諮りし、ご意見をいただいたところです。

その後、これまでの間、ご了承をいただいた骨格に沿って文章を起こし、一旦、現段階で書けるところまで、資料1－5のとおり素案を作成いたしました。

ただし、計画に位置づける個別具体の事業の案につきましては、現在、札幌市全体で今後5年間の各種の事業を財源などもらみながら検討中でありまして、今回は案をお示しするところまで至っておりません。

したがって、本日は、具体的な事業はペンディングとさせていただき、これを除いた全体の書きぶりや、今回初めてお示しをする成果指標の案などについて、ご意見を頂戴したいと思っております。

それでは、素案の説明に入りたいと思いますが、本日は資料1－4の概要版により、ご説明させていただきます。

まず、第1章でございます。

計画策定の趣旨ですが、近年、社会経済情勢は一層厳しさを増しており、困難を抱える家庭の孤立傾向や、問題の複雑化、長期化などの課題も顕在化しています。

今後も、国の動向なども踏まえて課題に対応し、札幌市の子どもの貧困対策計画を総合的、計画的に進めていくことを目的として、第2次計画を策定するものでございます。

計画期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間といたします。

第2章、札幌市の子どもの貧困等の状況に移ります。

基礎調査である子どもの生活実態調査の結果のうち、主要なものにつきましては、資料1－5の本編に掲載しておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

概要版には、調査結果などを通じて把握されました現状と課題四つを掲載しております。

まず、(1) 貧困・困難の把握と支援につなげるうえでの課題でございます。

右に記載のグラフのように、所得が低い世帯やひとり親世帯など、困難を抱えていると考えられる世帯ほど、悩みを相談する相手がいない割合や、制度・相談機関を知らない割合が高く、周囲の支えが届きにくい状況にあることが分かっております。こうした子どもや家庭を、必要な支援に早期につなげる取組が重要になると考えています。

次に、(2) 子どもの学びと育ちに関する課題です。

右のグラフでは、子どもの進学資金の準備の状況について、めどが立っていない世帯の割合を所得階層別に紹介しておりますが、このように、教育や体験機会、学習環境に、所得階層の間の差異、格差が確認されております。

学びに困難を抱える子どもに対しては、状況に応じたサポートや経済面からの支援、孤立の傾向にある子どもに対しては、安心して過ごすことのできる居場所や、健やかな成長

を促す体験機会を提供していくことが求められています。

次に、(3) 子育て家庭の生活に関する課題です。

家計の状況が「ぎりぎり」または「赤字」の世帯は、令和3年度調査の結果を見ると、全体では、前回の平成28年度調査よりも改善しましたがけれども、低所得層においては、依然として厳しい状況にあります。

加えて、令和4年度以降、長期にわたって続いている物価上昇も相まって、一層厳しさを増していると認識をしております。

保護者の就労の安定や経済的な支援の充実を図るとともに、保護者の心身の負担が軽減されるよう、生活面からも支えていく必要がございます。

ページが変わりまして、(4) 様々な背景・要因により、特に配慮を要する世帯と若者に関する課題です。

こちらは、対象が限定されるため、支援者ヒアリングや座談会を中心に、現状把握と課題整理を行いました。

社会的養護の下で育った子どもや、ひとり親家庭は、特に生活基盤が脆弱です。

また、自立に向き合う若者期において、社会参加に困難を抱える方、あるいは、ヤングケアラー、身体的・心理的被害に遭っている女性など、様々な困難を抱えている若者がおります。

様々な背景・要因を持つ子どもと家庭、若者には、要因と状況に寄り添ったアウトリーチや伴走型の支援などを含む丁寧な対応が必要と考えています。

続きまして、第3章です。

基本目標は、第1次計画を継承し、子どもが生まれ育った環境などに左右されることなく、毎日を安心して過ごしながら、夢と希望をもって成長していくことができる社会の実現といたします。

計画の対象は、「子どもの貧困」の状態にある子ども・若者とその家族、生まれる前の妊娠期から、社会的自立に移行する年齢層（おおむね20歳代前半まで）といたします。

施策は、先ほど申し上げた課題に対応して展開していきますが、全ての施策に共通する視点として、ご覧の五つの視点をもって施策を展開、推進していくことといたします。

施策の体系ですが、骨子案から変更はございませんので、ここでの読み上げは割愛させていただきます。

それでは、3ページにお進みください。

第4章になります。

第4章では具体的な施策を展開していきますが、計画期間中に取り組む具体の事業は、先ほどご説明させていただきましたとおり、現在、市役所内部で精査中ですので、素案の段階では施策の方針を先行して固めていきたいと思っております。

まず、基本施策1、周囲の支えが届きにくい世帯に留意のうえ、困難を早期に把握し、必要な支援につなげる取組の推進の施策の方針案でございます。

周囲の支えが届きにくい世帯があることに留意をした上で、関係するそれぞれの機関が子どもと家庭に接する機会を通じて困難を早期に把握し、必要な支援につなげる取組を推進していきます。

地域や団体・関係機関との連携による支援や、必要な情報を分かりやすく届ける広報の充実にも取り組んでいきます。

続いて、基本施策2、子どもの学びと育ちを支える取組の推進の施策の方針案でございます。

子ども一人一人の年齢や発達などに応じ、安心して学び、成長していくことができるよう、学校教育の充実はもとより、学習意欲の向上につながる学習の機会の提供や、教育費等の負担軽減などに取り組めます。

全ての子どもが安心して過ごすことができる居場所を持ちながら、社会で生き抜く力を得るための糧となる多様な体験や交流の機会を持てるよう取り組んでいきます。

基本施策3、子育て家庭の生活を支える取組の推進の施策の方針案です。

保護者の状況に応じた保育サービスの提供や子育てサポートの実施など、子育て家庭の生活支援に取り組んでいきます。

経済的に困難な状況にある家庭に対しては、暮らし向きの安定に向けた就労支援や、家計再建などの支援を進めます。国が実施を検討している児童手当の拡充と併せて、子ども医療費助成の対象拡大など、子育て家庭の経済的な負担を軽減する取組についても検討を進めていきます。

最後に、基本施策4、特に配慮を要する子どもと家庭・若者に寄り添い、支える取組の推進の施策の方針案です。

社会的養護を必要とする子どもに対しては、心身ともに健やかに養育されるとともに、社会的養護を離れた後も社会に円滑に出て行けるよう支援を行います。

ひとり親家庭に対しては、一人で生計の維持と家事育児の両方を担う保護者に対して、就労の安定に向けた支援を行うとともに、経済面や生活面からも家庭を支えていきます。

就学や就労など、社会参加や対人関係などに困難を抱える若者に対しては、個々の状況に寄り添いながら自立に向けた支援を行っていきます。

最後に、第5章、計画の推進です。

第1次計画同様に、基本施策ごとに、二つ程度の指標を設定したいと考えております。

まず、基本施策1では、一つ目は、第1次計画と同じ、区役所の相談窓口で子育てや生活の相談ができることを知らなかった世帯の割合を減少させることを目標とします。

二つ目は、スクールソーシャルワーカーの支援により、児童生徒の状況が改善したまたは改善に向かっている割合です。

一つ目の指標が保護者に対するアプローチの成果をはかる指標であることから、二つ目は、子どもに対するアプローチの成果をはかる指標として設定したいと考えております。

続いて、基本施策2では、子どもの学びと育ちに関して、それぞれ一つずつ指標を設定

したいと考えました。

順序が逆になりますが、まず、子どもの育ちに関して、第2次計画では、多様な体験や交流を促進し、居場所の充実を図る事業に力を入れていきたいと考えております。

取組によって、自己肯定感や自己有用感などを高め、貧困の連鎖を断ち切りたいと考えており、その成果をはかる指標として、「自分が必要とされている」と感じる児童生徒の割合を設定したいという案でございます。

次に、学びに関する指標ですが、意思と能力のある子どもの大学等の高等教育への進学に関しては、国も支援を厚くする方向ではあるものの、現時点で市としてできる取組は限定的です。

対して、高校進学率に関しては、今なお生活保護世帯と一般世帯の間に差異があることから、現時点では、まずは差異を解消する、全体として高校進学率を限りなく100%に近づけるといふ指標が適当と考え、第1次計画に引き続き、生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率を一般世帯の進学率まで引き上げることを目標としたいと考えております。

基本施策3では、一つ目は、第1次計画に引き続き、子どもがいる世帯のうち、家計の状況がぎりぎりまたは赤字である世帯の割合を改善させることを目標とします。

二つ目は、子育てをしていて感じる「楽しさ」「大変さ」のうち「楽しさ」のほうが多い子育て世帯の割合です。

一つ目の指標が経済面の成果をはかる指標であることから、二つ目の指標は子育ての面での取組の成果をはかる指標としたいと考えました。

基本施策4です。

この基本施策では、特に配慮を要する対象を三つ体系に置いていますので、それぞれに成果指標を設定したいと思います。

社会的養護については、第2次計画では、自立を支える取組に一層力を入れていく方向であり、社会的養護を離れる際に就職を希望した若者の就職率について、現在の高い水準をこのまま維持する目標としたいという案としております。

次に、ひとり親家庭に関する指標でございますが、子どもの貧困対策としては、就労の安定や収入の向上に向けた支援が主たる取組となるため、第1次計画に引き続き、働いているひとり親家庭の親（母子家庭）のうち、正社員・正職員の割合としたいと思います。

三つ目は、困難を抱える若者に関する指標でございますが、こちらについても、主たる取組となる札幌市若者支援施設の自立支援事業利用者のうち、就職・職業訓練など進路が決定した割合としたいと思います。

最後に、計画の見直しについてです。

骨格案のご説明の際にも申し上げましたが、今後、国においては、子供の貧困対策に関する大綱を含む3大綱を、こども大綱に一元化する検討が進められております。

しかしながら、いまだこのこども大綱の姿が見えてこないこともあり、一旦、単独の第

2次子どもの貧困対策計画をつくりますが、この後の国の動きなどによって見直しを必要とする場合には、子ども・子育て会議にもご意見を聞いた上で見直しを行いたいと考えております。

長くなりましたけれども、議題1につきまして、事務局からの説明は以上となります。

○藤原部会長 それでは、「札幌市子どもの貧困対策計画」の令和4年度実施状況及び「第2次札幌市子どもの貧困対策計画」素案について、質問、ご意見を伺いたいと思います。

どなたからでもお願いいたします。

いかがでしょうか。

○北川委員 資料1-1の8ページの第2子以上の保育料無償事業は、札幌市独自で保育料を無償化していて大変いいことだと思いますが、これが認可保育所となっているので、企業主導型までは難しいのかどうかという質問です。

企業主導型は、認可か無認可で言えば無認可ですけれども、札幌市の無認可の監査や、内閣府の監査を年2回ぐらい受けていて、トータルで3回も監査があつて、適正な運営や保育について、すごく厳しく監査を受けているしっかりとしたところが多いと思います。そこを利用している札幌市民の方もいますので、2人目以降の無償化に加えられないのかなということが質問でした。

○藤原部会長 8ページの一番下のところに第2子以降の保育料無償化事業が書いてありますが、ここには「就学前児童でかつ認可施設等」と書いていますので、この「等」の中に、今、北川委員がご指摘のようなところが入っているのではないかと私は理解していたのですが、入っていないのですか。

○事務局（引地子どものくらし・若者支援担当課長） 今、即答できる一番詳しい者がこの場にはいないものですから、この件については、一旦、ご意見として承って、後日、事実関係をきちんと確認した上でお答えさせていただくということでご了解いただければと思います。

○藤原部会長 それでは、今の北川委員のご質問ではあつたのですけれども、後半はご意見ということで……

○北川委員 どうしても第2子が無償化にならなくて、企業主導型できょうだいばらばらになつたご家庭があつたのです。ただ、あれから変わったのかもしれないですし、部会長がおっしゃるように「等」に入っているかもしれないので、ご確認をよろしく申し上げます。

○藤原部会長 では、ほかの点でいかがでしょうか。

○北川委員 21ページ目の家庭的養育環境の割合ですけれども、国の社会的養護の推進計画の中では、里親等委託率となっているのかなと思うのですが、札幌市としては家庭的養育環境ということで、たしか児童養護施設、地域小規模児童養護施設も含まれているのですけれども、札幌市は里親委託率がすごくいいので、その数字を表さないのかなと思ったのですけれども、いかがでしょうか。

○事務局（引地子どものくらし・若者支援担当課長） この件については、児相の山形課長からご回答をお願いできますか。

○事務局（山形地域連携課長） 児童相談所の山形です。

家庭的養育環境の定義ということで、札幌市は里親委託が3割以上が進んでいるのですが、ファミリーホーム及び地域小規模児童養護施設も含めて、家庭的な養育環境という定義で設定させていただいております。

○北川委員 家庭養護は里親とファミリーホームで、家庭的養護が地域小規模児童養護施設で、家庭養護と家庭的養護は違うと思うのです。札幌市は一緒にしているということは分かったのですが、国では家庭養護の割合というデータで都道府県の比較のデータを出していると思うのですけれども、将来的には家庭養護と家庭的養護を分けたりしないのか、質問させてください。

○事務局（山形地域連携課長） 家庭的養育環境ということで、地域小規模児童養護施設の設置が進んでいるので、現時点では施設系も含めた指標設定させていただいております。

もちろん、里親委託を推進しておりますので、いただいた意見を踏まえて、今後しっかり検討していきたいと思っております。

○北川委員 家庭養護も家庭的養護も札幌市はすごく推進していると思っておりますので、その辺が明確になったら、よりいいのではないかと思います。

○事務局（山形地域連携課長） 貴重なご意見をありがとうございます。

○藤原部会長 ほかの点もありましたらお願いいたします。

○斎藤委員 質問が2点ございます。

まず、素案の最後のページで、現状と目標値を比較するという意味で成果指標を並べて書いてありまして、「自分が必要とされている」と感じる児童生徒の割合は、いわゆる自己肯定感を測定しているのかなと理解しているのですが、何か国際的な標準にのっとったリサーチをしてこの数字なのか、それとも、札幌市独自の質問項目を使って年々、定点の比較をしているのでしょうか。私は、自己肯定感が61%というのは国際的な比較からすると非常に高いような印象を受けているのですけれども、その辺はどういう指標を使っているのかが一つです。

それから、基本施策4の一番最後の札幌市若者支援施設の自立支援事業を利用した者のうち、就職・職業訓練など進路が決定した割合と書いてあるのですけれども、いつも感じるのは、障がい者の就労支援でもそうですが、就職した割合しか書いていないのです。実際は就職して4か月程度で退職されている方が非常に多いと思うのですけれども、そういうリサーチはされていないのでしょうか。それから、これからするつもりはないのでしょうか。

○藤原部会長 それでは、素案に対する二つの質問で、一つ目は、自己肯定感に関する点で、「自分が必要とされている」と感じる児童生徒の割合が一般的なデータよりも高く出ているので、これは何から持ってきたか、分かりますか。

○事務局(塩越教育政策担当課長) 札幌市教育委員会教育政策担当課の塩越と申します。

この調査は、札幌市教育委員会で実施しております令和4年度の札幌市内の小学校5年生と中学校2年生の学習などについてのアンケート結果によるものでございます。

実際、国際比較でどうかというのは把握しかねるのですが、同じ質問の中において、人の役に立つ人間になりたい、人の役に立ててうれしいと感じることがあると考えている割合が実は90%超と非常に高い、一方、自分にはよいところがある、自分が必要とされていると感じる割合が60%から70%台と若干低い傾向が見られるということから、今後、こういうことを上げていこうというような趣旨で整理しております。

○藤原部会長 今のは、小学校5年生と中学校2年生に調査をした結果ということですね。

ちなみに、この調査は悉皆で全部の子どもに回答してもらっているものですか。

○事務局(塩越教育政策担当課長) そうですね。市立学校の小学校5年生と中学校2年生です。

○藤原部会長 そういうことを根拠にした61.6%というのが1個目の回答です。

では、もう一つの進路の決定の後にそれが継続していたか、安定していたかというあたりの調査の有無はご存じでしょうか。

○事務局(引地子どものくらし・若者支援担当課長) 基本施策4の三つの目の指標、札幌市若者支援施設の自立支援事業利用者のうち、就職・職業訓練など決定した割合という指標の設定に対して、もちろん、決定することは大事だけれども、その後、早くお辞めになってしまう方が多い、そして、それをしっかり捉えることが同じように大事ではないかというご意見、ご質問と受け止めました。

それで、現状ですが、就職した後、若者支援施設では、その後も定着されるようフォローアップの取組をしております。例えば、1か月ぐらい経ったら、1か月经ったけれども、どうですかというような1か月後フォローミーティングをやっているのですが、利用者の中には、もう決まってしまったから、さようならといなくなってしまう人たちもいるものですから、その後、どうなったかが追跡できない現状があります。

ご意見の視点は非常に大事だと思いますので、そういったことを捉える方法がないかは今後に向けた課題ということでもた考えていきたいと思っております。

○斎藤委員 よろしく願いいたします。

○藤原部会長 それでは、素案、令和4年度の実績状況報告のどちらでも結構ですので、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

○北川委員 今の斎藤委員の質問で、私も実はそう思ったのですがけれども、就職はできるが、続かない方が多いということで、今回、児童福祉法が改正されて、22歳を超えても支援をしていこうというふうになったかと思っております。国が2年ぐらい前に社会的養護を離れた方の調査をしたら厳しい調査結果で、ホームレスの割合が多かったというような調査もありますので、参考にできたらと思っております。

○藤原部会長 ほかにございませんか。

○大場委員 確認ですが、13ページの自立支援新規相談者登録者で、この登録者の中身はどういう状況なのか。先ほど斎藤委員もお話がありましたけれども、途中でリタイアする人たち、あるいは、就職に向けてのウオーミングアップという意味で家庭から一歩でも離れるということなど、どういう中身で相談登録をしているのか、その内容が分かれば施策にもいろいろつながっていくのかなと思ったのです。

やはり、相談の登録の状況が分かれば、施策を展開する上でのヒントになるのではないかと、あるいは、有効な施策につなげていけるのではないかと思ったものですから、新規相談者の動機なり内容を調査の中でもし押さえているのであれば、そこも少し反映していただければありがたいと思います。

もし今の時点で分かれば、教えていただければありがたいです。

○藤原部会長 それでは、資料1-1の13ページ、基本施策3の若者の自立支援の推進の自立支援相談登録者数の内訳についてをお願いします。

○事務局（引地子どものくらし・若者支援担当課長） 自立支援の相談に来られる方は本当に様々なのです。例えば、就労の関係であったとしても、働くに当たっての阻害要因がなくて、ハローワークに行ってすぐ職探しができるような方もいれば、かなりひきこもりに近いような状態で、まず生活のリズムを整えて周りの方とコミュニケーションを取るところから始めなければいけない方など様々でして、そういった方について、どういったような分類をして統計を取っているかということは、別の場所に行けばあるのかもしれないのですが、今は手元に持っていないので、この場で今すぐお答えすることはできないのですが、委員がおっしゃられた、それを分析した上でそれぞれターゲットに合った施策を講じていくことが大事だということは、私どもも全く同様に考えておりますので、そういった観点で今後の施策の立案も考えていきたいと思っております。

○大場委員 全体の項目の中で、支援が届いていないという項目があったものですから、そういうところを分析していくと、支援がどうしても届かないのかに対して、札幌市としてもこう考えていると施策の中に反映できるのかなと思ったのです。数が少なくても、こういうことを検討しています、こういう施策展開をしていますよということを、せつかくの調査に基づいてこういうこともきちんと認識していますということを表明したほうがいいのかなと思ったものですからお話しさせていただきました。

○藤原部会長 それでは、ほかにいかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○藤原部会長 大体予定の時間ですし、議論ができたと思っておりますので、もしまた何か追加等がありましたら、全体のところでおっしゃっていただければと思います。

ありがとうございました。

それでは、「札幌市子どもの貧困対策計画」の令和4年度実施状況及び「第2次札幌市子どもの貧困対策計画」素案について、ご質問、ご意見をお受けしました。

実施状況報告については、様々な意見をいただきましたが、内容の修正等をいただいて

おりませんので、まずはこの形式で決定することとしたいと思います。質問等については、次の計画の中でまたそれが反映されるかと思いますが、今回の報告をホームページ等で公表いただくことになろうかと思えます。

その点について、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○藤原部会長 では、このように、令和4年度の実施状況報告をこの場で確認させていただきました。

事務局には、後日、ホームページ等での公表をお願いいたします。

そして、第2次札幌市子どもの貧困対策計画の素案について、特に文言の修正ではなくて幾つかの質問やご意見がありましたので、事務局では、この素案を基に、引き続き計画案を検討していただくということになろうかと思えます。

その点についてもよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○藤原部会長 それでは、ご意見、ご質問をありがとうございました。

ここで、議題1は終了させていただきます。

続きまして、議題2になります。

○事務局（引地子どものくらし・若者支援担当課長） ここで、事務局が交代いたしますので、委員の皆様は少しお待ちください。

〔事務局交代〕

○藤原部会長 再開いたします。

母子生活支援施設の在り方検討「母子生活支援施設の目指すべき方向性（素案）」について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（加藤子育て支援課長） 私は、子ども未来局子育て支援課長の加藤と申しますです。本日は、どうぞよろしくお願ひいたします。

本日は、昨年12月からこの児童福祉部会で皆様からご意見をいただきました母子生活支援施設の在り方につきまして、今後目指すべき方向性ということで、素案をご説明させていただきますと思います。

素案の詳細につきましては、担当の係長から説明させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

○事務局（中村子育て家庭係長） 改めまして、子育て支援課の中村でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

最初に、資料の確認をさせていただきます。

右上に議題2と書かれた資料をお手元にご準備をお願いいたします。

母子生活支援施設の在り方検討につきましては、昨年12月と今年の2月に過去2回、

この児童福祉部会にてご検討をいただいているところでございます。

これまで、施設の入退所に関わる現状や、関係機関からのヒアリング結果を踏まえて、前回2月に、課題の整理、今後の方向性の案について、ご提示させていただいております。

本日は、これまでの内容を整理いたしまして、札幌市における母子生活支援施設の目指すべき方向性についてということで、素案の形にまとめたものについて説明させていただきます。

早速、資料1ページ目になりますが、趣旨ということで、これまでの経緯や検討の目的についてまとめております。施設の老朽化などの課題を整理した上で、持続可能な支援体制を構築していくために検討を行うことを記載しております。

2ページ目をご覧ください。

2ページ目は、現在の五つの施設の概要と施設への入所手続について記載しております。以前からお伝えしておりますけれども、公設のしらぎく荘につきましては、今年度をもって休止する予定としておりますが、例えば、表の一番右側のもいわ荘につきましては、昨年度から建て替えに着手してございまして、今年秋頃に完成予定ということで、現在、施設の更新も行っているところでございます。

3ページ目に参りまして、こちらは2月の部会でもお示したものになりますが、施設に配置されている職員の職種や、現在、施設で行っている業務をまとめたものとなっております。

ちなみに、職種に関しましては、表の一番下の心理療法担当職員につきましては、現在、すずらんという1施設のみに配置しているところでございます。

4ページ目をご覧ください。

こちらは、入所者数の推移等を記載しております。

図1の入所世帯数推移につきましては、上の折れ線グラフでは市内全施設の定員数の合計値を表してございまして、下の棒グラフは過去の年度における平均の入所世帯数を表したものととなっております。

上の折れ線グラフに関しまして、平成30年で数が変わっておりますけれども、ちょうどこのタイミングであいろん荘という施設の建て替えを行っていて、そこで定員数が増加しているのですが、その一方で、地震の影響で1施設休止したので、現在の定員数は100名となっております。

さらに、その下の図2の定員充足率についてです。

これは、上のオレンジ色の線が民間施設における充足率で、下の青色が公設のしらぎく荘となっております。

民間施設につきましては、大体75%を維持している状況ですけれども、公設施設に関しましては、近年、新規の入所がほとんどない状況で、令和4年度の段階では30.5%となっております。

ちなみに、民間施設の方からお話を伺ったところでは、持続的に経営を維持していくた

めには、定員充足率としては8割程度が必要というお話もいただいているところでございます。

続きまして、5ページ目をご覧ください。

入退所の理由について整理したものでございます。

まず、上の新規入所理由については、これまでの部会でご紹介した部分ではありますけれども、「経済的理由」で入所されている方が36.6%と最も高く、次いで、「夫等の暴力」が32.4%となっております。

その下、退所理由につきましては、平成30年度から令和4年度までに退所された84名の退所理由を整理したのとなっておりまして、こちらも2月の部会でお示ししておりますけれども、時点更新をしております、令和4年10月末までの状況となっております。

傾向としては前回と変わらずではございますけれども、「経済的自立」や「再婚・復縁・パートナーと同居」の割合が高く、次いで、「施設環境に合わなかった」となっているところでございます。

続きまして、6ページ目をご覧ください。

上は、退所者の在所期間を整理したのとなっております。

表の上の太字にしている1年未満から3年以内を合計すると58.4%ということで、いわゆる4年以内で半数以上が退所されているところです。

ただ、下の表ですが、今回の調査期間では、一番長い間でいくと17年が3名いらっしゃる結果となっております。

その下の入所に至らなかった理由は、今回新たに調査したものとなっております。

区役所で相談があった人のうち、母子生活支援施設について説明した場合に、その相談者の方から入所希望があるか、検討中または希望なしかについて、意向を確認した上で、今回、お示しているのは、希望なしと答えた方の希望しない理由についてまとめたものとなっております。

こちらは複数回答ありで集計をしておりますけれども、最も多いものとしては「集団生活に抵抗感がある」となっております。

その下、小さい字になっておりますけれども、米印の三つ目に書いておりますように、この間、入所希望ありが10件ありましたが、この調査した3月から6月の間に実際に入所された方は4名となっております。

続きまして、7ページ目は、ひとり親家庭の方向けの支援制度についてまとめたものとなっております。

続きまして、8ページ目をご覧ください。

こちらは、ごく僅かですけれども、令和4年度実施しましたひとり親家庭向けのアンケート調査から抜粋したのとなっております。

①と②につきましては、心理的な面での調査で、①は、議題1でも出てまいりましたけ

れども、今後の生活に不安を感じる人の割合で、89.2%となっております。

②は、心の状態に関するもので、例えば、神経過敏に感じることがありますかなどの六つの質問の回答をいただきまして、その回答を点数化して点数が高いほど精神的な問題が重たい可能性があるといったことをはかるものとなっております。

母子家庭の方と、参考としている全国の状況を比較すると、15点以上の割合が非常に多い結果となっているところでございます。

③につきましては、ひとり親家庭としての生活を始めるときに困難だったことについての調査となりまして、「当面の生活費を確保すること」「仕事を探すこと」に次いで、「住宅を探すこと」の割合が高い結果となっております。

④につきましては、母子生活支援施設の認知度についてでございます。「知らない」と答えた方が55.6%いらっしゃいまして、半数以上の方が母子生活支援施設のことを知らないという結果になっております。

続いて、9ページ目です。

こちらにつきましても、過去の部会でお示ししたものになりますけれども、区役所の相談員や女性支援団体の方、また、母子生活支援施設からヒアリング結果をご紹介します。

また、10ページ目は、今回、新たに妊娠相談実施団体のからもヒアリングをしておりますので、その結果についても掲載しております。

9ページをご覧くださいと思いますが、最初に、相談員にヒアリングした結果につきましては、相談の結果入所に至らない場合の理由については、6ページでも触れましたけれども、「本人が集団生活を望まない」といったご意見をいただいているところでございます。

さらに、その下の施設に求めることにつきましては、非常に多岐にわたってご意見をいただいておりますけれども、施設のセキュリティーの問題や衛生環境に関する意見があったほか、妊婦支援やDV被害者支援についてもご意見をいただいているところでございます。

改めて、10ページ目をご覧くださいと思います。

こちらにつきましては、母子生活支援施設と妊娠相談実施団体のヒアリングの結果となっております。

施設からのご意見としましては、課題と今後取り組みたいことについて整理して記載しております。

課題につきましては、様々な困難を抱えた入所者にどのような支援を行うべきか、また、入所前のイメージと入所後のギャップがあり、支援が大変な場合があるといったご意見があったところです。

また、施設職員の方の定着や育成についてもご意見をいただいているところでございます。

その下の今後取り組みたいことにつきましては、特定妊婦支援や施設の24時間化など新たな機能の検討について言及していただいているほか、これまでの取組の充実やハード面での整備についてもご意見をいただいているところでございます。

その下が今回の追加要素になりますが、妊娠相談実施団体からのヒアリングで、ここでは入所型支援についてご意見をいただいております。いただいたご意見では、市内において、そういった入所型の支援が不足しているといったご意見や、または、一時的な居場所が必要ではないかといったご意見を頂いているところでございます。

また、実際の相談者の方に対してメンタル面でのケアについての重要性についてもご意見をいただいているところでございます。

続きまして、11ページ目をご覧ください。

こちらも以前ご紹介をしたものになりますが、他の政令市における施設の状況についてでございます。

表の上から3段目、24時間化につきましては、令和元年度の調査のときよりも導入している施設が増えて、令和4年度の段階で30施設となっております。

少し下に参りまして、心理療法担当職員についても冒頭に触れましたが、今、札幌では1施設のみの導入しておりますが、全国的に見ると39施設に配置されている状況でございます。

また、妊婦支援事業につきましては、現在、2施設が国の補助事業の基準に従った内容で実施しているところでございます。

12ページ目からは、今後の目指すべき方向性についてでございます。

最初に、主な課題についてですが、三つに分けております。

一つ目、多様化するニーズへの対応についてでございますが、様々な困難を抱える母子家庭に対しての支援が必要である一方で、母子生活支援施設全体の利用者の数としましては減少傾向にあるという状況でございます。

また、先ほど施設の方の意見でも触れましたけれども、入所する前のイメージと入所後の現実にギャップを感じるところで退所してしまうケースもあるということでございます。施設の支援内容を事前に分かりやすく把握する手法の検討も必要だと考えております。

また、丸の四つ目でも書いておりますけれども、来年4月からは、いわゆる困難女性支援法という法律も施行されてきます。今、こうした様々な法令が変わる状況でありますので、そういったことも念頭に置きながら今後の対応について検討が必要と考えているところでございます。

二つ目、施設の機能強化については、老朽化が進む施設への対応ということで、建て替え等も含めたハード面での対応や、機能強化をする上で重要な点としまして、実際にそういった機能を支えていただく職員の方への研修の実施なども考えていく必要があると思っております。

13ページの三つ目につきましては、先ほどしらぎく荘の件に触れましたけれども、民

間の4施設についても、運営の安定化を図っていくことが、こういった様々な機能強化を含めた取組を行う上で重要であると考えているところがございます。

(2) 今後の事業の方向性についてでございますが、こちらも四つの視点で整理しております。

一つ目は、事業の認知度向上で、各施設の特長を整理した上で、相談窓口や実際に相談に来られた方に対して分かりやすく情報提供を行うなど、情報発信の方法について検討が必要と考えております。

二つ目は、機能強化を見据えた施設・整備更新で、老朽化対応も含めてやってまいりたいと考えております。

三つ目は、人材の確保・育成についてです。

最後に、四つ目は、持続可能な運営の確保で、規模の適正化という視点も重要な点と考えております。今後、機能強化を図っていった際には、いわゆる施設のニーズがどうなっていくかというところで、しらぎく荘閉鎖後の適正な規模についても検討してもらいたいところです。

最後の5番目は、実施に向けた取組になりますが、資料が締まらなくて大変申し訳ありませんが、具体的な取組につきましては、現在、庁内で検討をしている段階でございますので、また改めてご案内させていただけたらと思います。

説明は以上になります。よろしくお願ひいたします。

○藤原部会長 資料2を丁寧に説明していただきました。

どこからでも結構ですので、ご意見やご質問がありましたらお願ひいたします。

○高橋委員 6ページ目の在所年数ですが、長い方では17年の方が3世帯ほどおられます。本人が希望すればいつまでも入っていただけるのか、それとも、何か条件があって、条件から外れたら退所を促すのでしょうか。

○事務局(中村子育て家庭係長) まず、一番大きなポイントとしましてはお子さんの年齢で、18歳到達をすると退所となります。逆に、それ以外は厳密に決まった退所要件はなく、ご本人が自立できるというところで退所されている状態でございます。

○藤原部会長 それでは、ほかの点でございましたらお願ひいたします。

○箭原委員 最後の持続可能な運営の確保で、札幌市における適正な規模を確保というところは正しいですけれども、これは母子生活支援施設をどういうふうにしていくのか、つまり、妊婦さんまで広げるのか、今入っている人たちまでを対象にしているのかというところで、どの辺まで広げるかで適正な規模が変わってくると思うのです。その辺をどうやって考えていくのかなと思っています。

○藤原部会長 今の時点で考えている適正な規模の根拠というか、ベースをもう少しお話しただいてもよろしいですか。

○事務局(中村子育て家庭係長) まず、1点、重要な視点というところでいくと、民間施設の安定的な経営を確保という視点という外せない点がございます。先ほど少し触れま

したけれども、8割ぐらい埋まっていないと安定的な経営が難しいという部分が1点ございます。

あとは、今、箭原委員におっしゃっていただきました機能強化した上でということ、今、我々の方向性ということで妊婦支援を記載しておりますけれども、基本的な部分に関しては、児童福祉法に基づいた方が対象というところですが、それにプラスしてどこまでやっていくかという部分で適正な規模が変わってきます。そこをどこまでやっていくかに関して、各施設の意向も聞きながら、どの程度まで拡大できるかについて、ちょうど今検討しているとしか申し上げにくいところがございます。

ですから、各施設の経営の安定化を図れる規模感プラス必要なニーズに対応した機能強化を両立させていながら検討してまいりたいと考えているところがございます。はっきり申し上げられなくて申し訳ありません。

○箭原委員 既存のやり方に対しての予算組みがあるので、機能強化をプラスしていくとなると、予算組みもそれにプラスしていかないと、今の民間の人たちが80%以上埋まらないうちで経営が成り立たないというところに、もっとお金をつけていくというふうにしないと、新しいことはできないですね。その辺も結構難しいのかなと思ってはいるけれども、やっていかないと新しくなっていないので、今の予算組みではなく、予算を引っ張ってくるぐらいの気持ちで強化してほしいと思っています。

○藤原部会長 最後のところについて、枠組みの検討にはどれだけ札幌市がお金を使えるかということもあろうかと思っておりますので、その辺は、ご要望というか、ご意見をいただきました。

そのほか、いかがでしょうか。

○大場委員 調査の結果のことで確認させていただきたいと思いますが、5ページの新規入所理由は、主たる理由と理解してよろしいかどうかです。

重複の場合が結構あるのではないかという気がするのですが、ほかのところでは重複回答と書いてあるのですけれども、ここでは一つだけになっているように見えるので、もしそうだとしたら主たる入所理由として付記していただいたほうがいいのかと思いました。

それから、退所理由で、「施設環境に合わなかった」というのは、ソフトの部分なのか、ハードの部分なのか、つまり、人間関係なのか、決まりなのか、あるいは、構造的な問題なのか、施設環境となると、何となくその辺がくるまっているということで、これから考えていくときにはそこも見えるようにしたほうがいいのかと思いました。

それから、6ページの入所に至らなかった理由で、「集団生活に抵抗感ある」というのと、「施設のルールに抵抗感がある」は同じような中身になると思うのですが、あえて分けたのはどういう意味があるのか。この分け方の根拠というか、背景が分かれば教えていただきたい。

それから、職員の配置の関係でいきますと、心理療法担当職員ということで、札幌市内で1施設が配置していますというお話がありました。これから心理療法を考えていくに当

たつて、現在配置されているところでは、心理療法の対象者は母親なのか、子どもなのか、母子一緒なのか、どういう形でやっているのかがもう少し見えると、心理療法担当職員が本当に必要なのか、それがどういうことなのか、もっと言えば、施設職員からあなたは心理療法を受けなさいということではなくて、ご本人の希望で受けることになりまして、大人になれば、職員は必要だと思ってもご本人はそのニーズがないということもあるのではないかと思うので、心理療法を実施している状況がもう少し具体的に見えればいいかなと思いました。

先ほど箭原委員からお話がありましたが、母子生活支援施設を必要な施設と位置づけた場合に、どこの施設も職員の確保がこれから大変になってくると思うのです。必要な施設であれば、最低限、利用者のことを考えたときに、入所世帯が10世帯であっても、それを維持できるような職員配置がある程度確保されていかないと、本当に必要な施設になるのだろうか、逆に、関係者だけではなくて、利用したいという方々の思いにもこたえられると思うのです。

職員がこれからどういう機能を果たしていくかというときに、入所世帯だけではなくて、そこを利用したい世帯のことも想定する必要があると思うのです。もう少し違う言い方をすると、シェルター機能ということもあるときに、入所だけで職員数を考えていくと担い切れなくなります。そうすると、入所の世帯が10世帯であっても、シェルター機能を担うためには、例えば、24時間だとしたら職員は何人必要なのか、すぐに人数は出せないと思いますけれども、そういうことを検討するという方向性を示していただくといいのかなと思いました。

○藤原部会長 資料の順番で言うと、まず、3ページの心理療法担当職員は具体的に何を
する人として位置づけているかです。

○事務局（中村子育て家庭係長） まず、現在の運用についてですが、お母さんと子どもの両方の相談を受けていただいているところです。受け方は、施設では完全にご本人の希望でやっているところです。こちらの施設は非常勤で配置しておりますけれども、毎日違う方に来ていただいている、希望する方に予約を取っていただいている相談を受けていただいております。

施設からお話を聞いている感じだと、通常、接している施設職員以外と話ができるので、職員に言えないことが相談できるといういい面もあることと、あとは、職員も専門家に相談できるので、効果があるということでございます。

続きまして、資料の5ページ目の新規入所理由は、主な理由となっておりますので、複数回答はなしでございます。こちらは、修正させていただきたいと思っております。

その下の退所理由の「施設環境に合わなかった」については、さらに詳細な調査はしておりませんが、施設の方のお話を聞いていると、両方あると思います。ハード面で、言い方はあれですけれども、思ったより施設が古かったという話も聞いておりますし、次のページにあったようなルールが合わないという意味で環境に合わなかったという話を聞いて

いるところがございます。

続きまして、6ページのオで、集団生活とルールをなぜ分けたかでございますが、集団生活は、まさにそのとおりで、実際は居室が別れておりますけれども、同じ建物の中ではかの方と住むことについてどうかというところですよ。

施設のルールに関しましては、我々がイメージしていたのは、例えば、門限が決まっていることに対する抵抗感があるかないかということで分けております。

あとは、施設の職員の関係で貴重なご意見をいただいたところですが、やはり職員の方とお話をしても、職員の確保はかなり大変と聞いております。13ページ目の今後の方向性の③でも書いておりますけれども、支援を支える人材の確保がかなり重要なテーマと考えております。

大場委員からご指摘があったとおり、今後、いわゆるシェルター機能や24時間化についても、各施設で意見交換をしておりますけれども、皆さん、理想としては24時間化が重要だと考えていただいておりますが、実際にやるとなると人手が大変だよというお話もいただいております。現段階で、では、何人いればいいのかまでは話が詰め切れておりませんが、重要性は我々も施設側も共通で認識はしております。

○大場委員 ありがとうございます。

○藤原部会長 では、ほかの皆様からご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

○北川委員 データやヒアリングは非常に分かりやすく、現状と課題をまとめていただいて、ありがとうございます。

私も心理担当が気になっているところで、やはり母子で支援が必要ですから、いろいろな意味で支援が必要だということで、ここの施設に行くということでは、心理面のケア、サポートが必要ではないかと思っておりますので、非常勤でも週1回でも2回でもケアができる方向を考えていただけたらと思えました。

私どもの園でも障がいのある子のママがたくさん来ていて、別に決まっていらないのですけれども、何歳児のグループカウンセリングをこの日にやりますよと構造化して、そこに自由に参加すると、その中で、最初はそういうものはいいわと言っていたお母さんたちも、やはりお話をしたいというニーズがそこに出てくるので、それは心理職や職員の方々の工夫かなと思います。

あとは、DVの対応も含めて、メンタルヘルスは非常に大事かなと思います。

それから、今は児童養護施設からの退所に当たって、家族再統合ということが言われていると思います。例えば、児童養護施設から退所するとき、必須ではないですけども、私どもに通うことを条件にして通っている方もいらっしゃるのです。最初はいやいやであっても、だんだん楽しんで来てもらえるのです。

そういう形で、家族再統合という意味で、一般に家庭だけでは心配だけれども、再統合を進めるに当たって、この母子生活支援施設と児童養護施設との連携も、今はどんなふうになっているかが分からないのですけれども、サポートがあれば一緒に暮らせる親子もい

と思うので、今後はその辺の流れもできたらいいのではないかと思います。

○藤原部会長 ご意見ということでしたが、事務局で何かありますか。

○事務局（加藤子育て支援課長） 母子生活支援施設も同じく児童福祉施設の関係でありますので、何かできることは引き続き一緒に検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○藤原部会長 ほかにいかがでしょうか。

最後に、私から1点だけ気になることを申し上げます。

持続可能な運営の確保や機能強化の視点で、他の政令指定都市を見ると、かなり全面的に地域支援という言葉が出てきていると思います。地域の母子世帯を母子生活支援施設の機能がフォローしていく、もしくは、退所した母子に施設が関わっていくのです。全体を見たときに、札幌市として地域支援にあまり言及されていないようにも見えたので、今すぐ何かということではないのですが、他都市では、産前産後をやるか、入居者を受け入れるか、地域支援をもっと積極的にやるかというこの三つの柱で母子生活支援施設をどんどん機能強化が進んでいるように思います。政令指定都市である札幌市も地域支援をキーワードとして入れていただければいいかなと思いました。

あとは、北川委員がさっきおっしゃった児童養護施設との連携ですが、児童養護施設を退所したときに、そのお子さんは家に戻るのではなくて、一回、母子生活支援施設を経由してから親子でそこで支援を受けてからまた地域に戻るイメージでおっしゃっていただいまして、そういうものもあるのだなと思いました。同じように、他都市を見たときは、児童養護施設に入るのだったら、母子生活支援施設に入って、そこで親子共に支援を受けていくのはどうか、どっちが先でもいいのですけれども、連携といったときには、順番的には、経済的や虐待など何かの事情で子どもだけが親から分離されて施設に行くのではなくて、お母さんも一緒に母子生活支援施設で児童虐待のケアも受けるような役割はできないのかという点で、結構議論されていると思います。

今、北川委員にご指摘いただいて、逆もあるのだなと私は思ったのですが、退所後に母子生活支援施設を使う、入る前に使う、その辺りを検討の素材の中に入れていただければと感じました。

あとはいかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○藤原部会長 これ以上、ご意見、ご質問がなければ、議題2の母子生活支援施設の在り方検討「母子生活支援施設の目指すべき方向性（素案）」についての議論は、これで一旦終了させていただきたいと思っております。

素案そのものの文言を変えるというようなご意見はなかったように思いますので、事務局には、目指すべき方向性の素案は、これを引き続き検討して作成していただくと決定したいと思います。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○藤原部会長 ありがとうございます。

それでは、これで、議題2を終了いたします。

事務局が入れ替わりますので、お待ちください。

[事務局交代]

○藤原部会長 それでは、議題3の社会的養護経験者へのヒアリング結果についてよろしくお願いたします。

○事務局(山形地域連携課長) 私から、議題3の社会的養護経験者へのヒアリング結果についてご報告いたします。

初めに、お手元の資料を確認させていただきます。

まず、資料3-1、社会的養護経験者へのヒアリング結果と書かれたA4判縦型の資料、次に、資料3-2、社会的養護経験者へのヒアリング結果と今後の対応方針(案)と書かれたA3判横型の資料です。続いて、資料3-3、社会的養護経験者へのヒアリング結果(詳細)がございますが、こちらは情報を組み合わせますと個人が特定されてしまうおそれがあることから非公開としております。

以上3点になりますが、お手元にごございますでしょうか。

それでは、まずは、資料3-1、社会的養護経験者へのヒアリング結果をご覧ください。

このヒアリングは、児童養護施設など社会的養護の下で育った方々から、一時保護所や施設での生活の中で感じたこと、自立に向けて必要な支援などについてお話を聞かせていただき、児童福祉施策や児童相談所業務の参考にするものでございまして、令和元年度から実施しております。

令和4年度につきましては、5名の方々の協力をいただき、児童の権利擁護の観点から、弁護士資格を有する当所の法務担当課長を中心にお話を聞かせていただいております。

ヒアリングの結果ですが、主に4項目について実施しておりまして、その内容につきましては、資料3-2でご説明させていただきたいと思っておりますので、A3判横の資料をご覧ください。

こちらは、左半分にヒアリング結果としてよい点と課題等を挙げております。右半分に、既存の対応や制度、今後の対応方針(案)を記載しております。

まず、一つ目、一時保護所の環境や職員の対応につきましては、生活や権利は守られ、雰囲気もよかったという意見がある一方で、生活ルールに対する意見も挙げられておりました。今後も、子どもたちの権利にしっかりと配慮しつつ、一時保護所を安全に運営してまいりたいと考えております。

続きまして、三つ目、施設の生活や施設職員の関わり方についてでございますが、全体的に施設職員との関係は良好で、本体施設におけるプライバシーの問題や小規模施設にお

ける児童同士の交流の少なさ等、施設規模に対する意見も様々であることから、日頃からそれぞれの子どもの意見にしっかりと耳を傾けながら、各施設への指導・助言に努めてまいりたいと考えております。

次に、四つ目の権利擁護の状況については、令和4年度に、より子どもに伝わりやすくするよう子どもの権利ノートを改訂したほか、児童相談所及び一時保護所の外部専門機関による第三者評価を受審しまして、これらの取組や結果をより質の高い支援につなげてまいりたいと考えております。

五つ目のその他として、主に自立支援についてもヒアリングを行いました。ここでも、退所後の生活やその費用について、幾つか不安が挙げられております。こちらにつきましては、社会的養護自立支援事業における継続的な支援が必要と考えておまして、研修や説明会などを通じて、制度やその内容に対する児童相談所担当職員と施設職員の理解の充実を図っていきます。それで、子どもたちへの支援を手厚くしていきたいと考えております。

駆け足でしたが、ヒアリング結果については以上になります。

冒頭に申し上げましたとおり、お配りした資料3-3につきましては、実際にヒアリングした内容について網羅したものでございますけれども、個人が特定される可能性もありますことから、こちらの資料については、委員限りで非公開にしておりますので、お取扱い、本会におけるご発言の際にはご留意いただきたいとお願いいたします。

このヒアリングについては、今回5名ということで、社会的養護経験者の全体では一部ではございますけれども、貴重なご意見として我々はしっかりと受け止めて、来年度以降も継続的に続けていき、児童が感じていること、考えていることをしっかりと把握した上で、児童福祉施策に反映させていきたいと考えております。

社会的養護経験者へのヒアリング結果についてのご報告は、以上でございます。

○藤原部会長 それでは、この内容について、ご意見やご質問を承りたいと思いますが、今、山形課長からおっしゃっていただいたように、資料3-3の内容については言及しないということでご意見をお願いいたします。

○大場委員 経験者のヒアリングはとても重要な材料になると思いますので、ぜひ生かしていただきたいと思います。

サンプル数がどうしても少なくなってしまうので、北海道の研究者が社会的養護の経験者のヒアリングをされております。そういう先生方の知見も含めて、今後の業務に反映していただければと思います。それに縛られる必要はありませんけれども、北海道大学の井出先生や旭川市立大学の崔先生など、いろいろな先生方が社会的養護の経験者のヒアリングを積み重ねていらっしゃいますので、ぜひそのような知見も含めて、これからの施策や児童相談所の業務に反映していただければと思います。

○藤原部会長 この点について、児相から何かありますか。

○事務局（山形地域連携課長） サンプル数につきましては、今回は日程的な調整がなか

なか合わなくて5件にとどまったのですけれども、できるだけ多くの声をしっかり聞きたいと思っております。

もう一つ、道内の研究者等のいろいろなご意見を踏まえるということですが、我々も、今、お話のあった北海道大学の井出先生のシンポジウムに出ておりますし、先日程行われた経験者を集めたワークショップの結果等もしっかりお聞きしようと思っておりますので、より幅広くいろいろな声を踏まえて、今後、施策に反映させていきたいと考えております。

○藤原部会長 ほかにいかがでしょうか。

○箭原委員 毎日の一時保護は人数が本当にどんどん増えていて、とても大変なお仕事だと思っております。

ただ、一時保護される子どもたちは表面に出ているものと抱えているものとのギャップがあって、すごくおとなしい子もいれば、暴れる子もいるし、困った子もいるだろうし、そういうところに対しての職員の専門性はすごく問われると思うのです。

そこに対して、三つ目にある基幹的職員に対する研修を実施は、研修はとても大切で、実際の子どもを見るときに研修がよく働けばいいのですけれども、研修で慣れてしまって、こういうものだという固定観念になってしまうところもまた難しい相手ですから、日々の研さんというのでしょうか、皆さんで話し合いながら、職員の毒出しではないですけど、こういうことがあったというような毎回の会議も大事になってくるのではないかと考えています。

それから、最後の五つ目で、一定期間一人暮らしを経験してもらおうというのはとてもいいことだと思っております。自分で考えている以上に一人暮らしはとても大変だったり、分かっていないことがあると思うので、そこに職員の手を借りながらやっていくことはとても大事なことだと思うのです。

また、その子がいつでも帰れるような場所がある、それから、何かあったときにすぐ相談できるような窓口が設置されていると、出ていった子も少しの安心感を持って、それと、職員に対しての親密度もできるのではないかと考えています。そういうところも考えていただけるとありがたいかなと思います。

○藤原部会長 ヒアリング結果に対して、さらにこういう点でというご意見をいただいたと思います。

ほかにいかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○藤原部会長 それでは、事務局としては、ただいまのいろいろな意見を生かして、今年度も含めてご検討いただければと思います。

ありがとうございました。

これで、議題3は終了いたします。

○事務局(藤崎家庭支援課長) どうもありがとうございました。

○藤原部会長 次に、議題4、里親の認定についてです。

これは、内容から審議は非公開とさせていただきたいと思いますので、よろしくお願
いたします。

それでは、事務局から議題4の里親の認定についてご説明をお願いいたします。

〔録音停止〕